簡 易 ガ ス 料 金 規 定
別 冊

【その他の供給条件】

２０２３年８月１日実施
（令和５年８月１日実施）

北海道ガス株式会社

この簡易ガス料金規定別冊【その他の供給条件】（以下「本規定」といいます。）は、当社の簡易ガス供給約款および簡易ガス料金規定（北広島団地）に基づきガスの供給を受けるお客さまに適用いたします。

１．適用期間

本規定は、料金算定期間の末日が２０２３年８月１日から２０２３年９月３０日に該当するガス料金に適用いたします。

２．料金

１の適用期間については、簡易ガス料金規定（北広島団地）別表第２の「適用する料金表」によらず、別表の料金表を適用いたします。

（別表）

適用する料金表

Ⅰ.北広島団地

１．適用区分

料金表Ａ　使用量が０立方メートルから８立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が８立方メートルを超え、３０立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が３０立方メートルを超える場合に適用いたします。

２．料金表Ａ（消費税等相当額を含みます。）

（１）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	０．００円

（２）基準単位料金

１立方メートルにつき	４１９．１８円

（３）調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の２６に基づき算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

３．料金表Ｂ（消費税等相当額を含みます。）

（１）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	３９６．００円

（２）基準単位料金

１立方メートルにつき	３６９．６８円

（３）調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の２６に基づき算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

４．料金表Ｃ（消費税等相当額を含みます。）

（１）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	２，５４１．００円

（２）基準単位料金

１立方メートルにつき	２９８．１８円

（３）調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の２６に基づき算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

Ⅱ．家庭用温水式暖房・給湯（ゆ～ぬっく２４）

１．適用条件

お客さまが、以下の条件を満たす場合に、Ⅱ．家庭用温水式暖房・給湯（ゆ～ぬっく２４）に基づくガス使用契約（以下「家庭用温水式暖房・給湯契約」といいます。）を申し込むことができます。

① 家庭用として温水式給湯暖房機を専用住宅又は併用住宅に設置し、主として住居部分でガスを使用する場合で、その同一需要場所におけるガス使用量を１個のガスメーターで計量する場合。

② 家庭用温水式暖房・給湯契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の簡易ガス供給約款の１９（１）に定める定例検針日まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続する場合。

２．契約の締結

（１）家庭用温水式暖房・給湯契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社へ申し込んでいただきます。

（２）当社は、お客さまが以下に該当する場合、家庭用温水式暖房・給湯契約の申し込みを承諾しないことがあります。

① 最低利用期間を経過する前に契約を解約することが明らかな場合。

② 最低利用期間経過前に契約を解約又はⅠ．北広島団地に基づく契約（以下「北広島団地契約」といいます。）へ変更したお客さまが、再度同一需要場所で家庭用温水式暖房・給湯契約の申し込みをする場合で、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は北広島団地契約への変更の日から１年に満たない場合。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用によるものである場合は除きます。

③ 当社は、お客さまと当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息が、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われない場合は、この家庭用温水式暖房・給湯契約の申し込みを承諾しないことがあります。

３．解約及び設置の確認

（１）当社に契約違反があった場合は、契約期間中であっても、お客さまのお申し出に基づき、この家庭用温水式暖房・給湯契約を解約できるものとします。

（２）この家庭用温水式暖房・給湯契約は、お客さまに契約違反があった場合（１の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）は当社の申し出に基づき、お客さまのガスの使用状況に変更がある場合はお客さまのお申し出に基づき、契約期間中であっても解約できるものといたします。　なお、この際、２（２）②の規定により、その後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。

（３）当社は、１の適用条件が満たされているかどうか確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの家庭用温水式暖房・給湯契約の申し込みを承諾しないか、又はこの家庭用温水式暖房・給湯契約を解約したとみなし、北広島団地契約を適用させていただきます。なお、１の適用条件が満たさなくなった場合、お客さまは当社にただちにその旨を当社に連絡していただきます。

４．精算

３（３）のなお書きの規定にかかわらず、お客さまが１に定める適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなったと確認した日を含む料金算定期間より北広島団地契約に定める料金を適用し、すでに料金としてお支払いいただいている金額との差額を申し受けます。

５．適用区分

料金表Ａ　使用量が０立方メートルから１６．６立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が１６．６立方メートルを超える場合に適用いたします。

６．料金表Ａ（消費税等相当額を含みます。）

（１）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	１，５４０．００円

（２）基準単位料金

１立方メートルにつき	３０９．６８円

（３）調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の２６に基づき算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

７．料金表Ｂ（消費税等相当額を含みます。）

（１）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	３，４５７．３０円

（２）基準単位料金

１立方メートルにつき	１９４．１８円

（３）調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の２６に基づき算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。